

令和7年度【家庭用生ごみ処理機等】 墨田区地球温暖化防止設備購入助成制度

◆ 申請受付期間 ※購入後の申請となります。

生ごみ処理機等の購入日の翌日から6か月以内

令和7年度の申請受付期間は、令和7年7月1日～令和8年2月27日です。予算額に達した場合はその時点で受付を終了します。

◆ 助成対象機器

家庭用生ごみ処理機・コンポスト（※デイスポーターは対象外）

※付属品については、同梱されているものは可能。消耗品など追加で購入するものは対象外。

◆ 助成金額

上限20,000円 ※本体購入金額（税抜き）の2分の1

※送料、振込手数料、設置費用、ポイント・クーポンなどの割引額を除いた金額

◆ 助成対象者

- 墨田区内に住所を有している個人。
- 住民税を滞納していないこと。
- 生ごみ処理機の販売・譲渡を目的としていないこと。
- 申請者は、当該生ごみ処理機の購入者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。
- 過去に墨田区の当助成金を受けていないこと。
- 購入後のアンケートに協力できること。

◆ 申請に必要な書類

様式（書類の名称の最後に★印がついているもの）は、区のホームページより印刷できます。

証明書類は直近3か月以内に発行されたものを提出してください。

地球温暖化防止設備購入助成金交付申請書（第1号様式）★	購入日の翌日から6か月以内の生ごみ処理機等が対象です。
地球温暖化防止設備購入助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第4号様式）★	申請者本人の口座を記入してください。申請者以外の口座への振込みはできません。
領収書等の写し	購入日、購入品名、購入金額、販売店名、購入者の氏名が記載されている領収書の写しを提出してください。
納税確認書類 ※滞納がある場合は、受付できません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度分住民税納税証明書 ・ 令和6年度分住民税非課税証明書 ・ 同意書（様式★あり） <p style="text-align: right;">} いずれか1部</p> <p>※令和6年1月1日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」をご提出いただくことで、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。</p>

※申請内容によって、上記に記載のない書類をご提出いただく場合があります。

◆ 申請書提出にあたってのご注意

- 申請は、当該生ごみ処理機の購入日の翌日から6か月以内まで受け付けますが、助成金交付決定はその通知書をもって決定いたします。
- 申請に必要な書類は、環境保全課の窓口へ直接ご持参ください。
(郵送不可、郵送された場合は料金着払で返送します。)
- 様式に決まりがないものは、全てA4サイズの用紙で提出してください。
- 申請書等の記入にあたり、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。

【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課 環境管理担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

TEL:03-5608-6207

Email:KANKYOU@city.sumida.lg.jp